



令和 3 年

第 5 回市議会（定例会）

議 案

（議第 67 号～議第 80 号）

荒 尾 市

令和 3 年 第 5 回 荒尾市議会（定例会） 議案目次

議案番号	件 名	ページ
議第 6 7 号	専決処分について（令和 3 年度荒尾市一般会計補正予算（第 7 号））	1
議第 6 8 号	荒尾市国民健康保険条例の一部改正について	21
議第 6 9 号	荒尾市国民健康保険税条例の一部改正について	25
議第 7 0 号	荒尾市道路占用料徴収条例の一部改正について	29
議第 7 1 号	荒尾市立図書館条例の一部改正について	35
議第 7 2 号	指定管理者の指定について（荒尾市働く女性の家及び荒尾市中央公民館）	39
議第 7 3 号	指定管理者の指定について（荒尾市立図書館）	41
議第 7 4 号	字の区域の変更について	43
議第 7 5 号	令和 3 年度荒尾市一般会計補正予算（第 8 号）	49
議第 7 6 号	令和 3 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	125
議第 7 7 号	令和 3 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	139
議第 7 8 号	令和 3 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	151
議第 7 9 号	令和 3 年度荒尾市病院事業会計補正予算（第 3 号）	165
議第 8 0 号	大牟田・荒尾清掃施設組合同規約の変更について	173

専決処分について

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和3年11月29日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）
の専決処分について

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年11月12日専決

荒尾市長 浅田敏彦

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,887千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,048,695千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,214,286	63,691	5,277,977
	1 国庫負担金	3,941,697	43,914	3,985,611
	2 国庫補助金	1,262,013	19,777	1,281,790
16 県支出金		1,918,279	9,672	1,927,951
	2 県補助金	415,045	9,672	424,717
19 繰入金		1,853,303	21,524	1,874,827
	2 基金繰入金	1,850,160	21,524	1,871,684
歳入合計		24,953,808	94,887	25,048,695

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		11,238,599	1,400	11,239,999
	1 社会福祉費	5,285,730	1,400	5,287,130
4 衛生費		2,788,897	63,691	2,852,588
	1 保健衛生費	784,861	63,691	848,552
7 商工費		586,505	29,796	616,301
	1 商工費	586,505	29,796	616,301
歳 出 合 計		24,953,808	94,887	25,048,695

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
新型コロナウイルスワクチン接種受付等業務委託料	令和4年度	55,748
新型コロナウイルスワクチン接種会場設営委託料	令和4年度	57,350
新型コロナウイルスワクチン接種委託料（集団接種）	令和4年度	10,296
医療廃棄物処理委託料	令和4年度	396
清掃委託料	令和4年度	206
駐車場整理業務委託料	令和4年度	1,222
接種券印刷業務委託料	令和4年度	250
集団接種従事看護師派遣委託料	令和4年度	3,237

事 項	期 間	限度額（千円）
仮設トイレ借上料	令和4年度	1,244

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,214,286	63,691	5,277,977
16 県支出金	1,918,279	9,672	1,927,951
19 繰入金	1,853,303	21,524	1,874,827
歳入合計	24,953,808	94,887	25,048,695

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	11,238,599	1,400	11,239,999
4 衛生費	2,788,897	63,691	2,852,588
7 商工費	586,505	29,796	616,301
歳 出 合 計	24,953,808	94,887	25,048,695

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
				1,400
63,691				
	9,672			20,124
63,691	9,672			21,524

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	5,214,286	63,691	5,277,977
	1 国庫負担金	3,941,697	43,914	3,985,611
	2 衛生費国庫負担金	53,053	43,914	96,967
	2 国庫補助金	1,262,013	19,777	1,281,790
	3 衛生費国庫補助金	103,198	19,777	122,975
16	県支出金	1,918,279	9,672	1,927,951
	2 県補助金	415,045	9,672	424,717
	6 商工費県補助金	10,107	9,672	19,779
19	繰 入 金	1,853,303	21,524	1,874,827
	2 基金繰入金	1,850,160	21,524	1,871,684
	1 基金繰入金	1,850,160	21,524	1,871,684

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健事業費 国庫負担金	43,914	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金
1 保健衛生費 国庫補助金	19,777	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
1 商工費県補 助金	9,672	1 熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金
1 基金繰入金	21,524	1 財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	11,238,599	1,400	11,239,999		1,400
1 社会福祉費	5,285,730	1,400	5,287,130		1,400
1 社会福祉総務費	1,827,788	1,400	1,829,188		1,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	1,400	1 新型コロナウイルス感染症傷病給付金事業費 補助金 新型コロナウイルス感染症傷病給付金	1,400 (1,400) (1,400)

(款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,788,897	63,691	2,852,588	63,691	
1	保健衛生費	784,861	63,691	848,552	63,691	
3	予防費	405,213	63,691	468,904	国庫支出金 63,691	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	849	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	59,091
3 職員手当等	4,600	非常勤職員報酬	(849)
4 共 済 費	133	健康労働保険料	(133)
7 報 償 費	3,960	報償金	(3,960)
8 旅 費	34	費用弁償	(13)
10 需 用 費	2,179	普通旅費	(21)
11 役 務 費	3,815	消耗品費	(1,000)
12 委 託 料	46,297	燃料費	(19)
13 使用料及び 賃借料	1,324	電気料	(332)
17 備品購入費	500	水道料	(18)
		印刷製本費	(810)
		郵便料	(2,444)
		電話料	(676)
		手数料	(695)
		その他委託料	(46,297)
		新型コロナウイルスワクチン接種委託料	(35,574)
		医療廃棄物処理委託料	(99)
		健康管理システム改修委託料	(1,320)
		駐車場整理業務委託料	(341)
		新型コロナウイルスワクチン接種委託料（時間外・休日加算分）	(7,551)
		接種券印刷業務委託料	(250)
		集団接種従事看護師派遣委託料	(1,162)
		借上料	(1,324)
		備品購入費	(500)
		2 新型コロナウイルスワクチン接種事業費（人件費）	4,600
		時間外手当	(4,600)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		586,505	29,796	616,301	9,672	20,124
1	商工費	586,505	29,796	616,301	9,672	20,124
	2 商工振興費	252,588	29,796	282,384	県支出金 9,672	20,124

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	3	1 新型コロナウイルス対策事業費（産業振興）	29,796
		消耗品費	(3)
12 委託料	19,439	その他委託料	(19,439)
		PCR検査委託料	(19,346)
18 負担金、補助及び交付金	10,354	PCR検査済バッジ制作委託料	(93)
		補助金	(10,354)
		「あらお DE ご飯」推進キャンペーン補助金	(10,354)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	350 (273)	324,828	1,232,193	832,313	2,389,334	468,440	2,857,774	
補正額	()	849		4,600	5,449	133	5,582	
計	350 (273)	325,677	1,232,193	836,913	2,394,783	468,573	2,863,356	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	40,247	1,211	23,961	18,046		2,045	99,965	169
	補正額							4,600	
	計	40,247	1,211	23,961	18,046		2,045	104,565	169
職員手当の内訳	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,434	98	17,424	341,104	201,765	24,770	60,074	
	補正額								
	計	1,434	98	17,424	341,104	201,765	24,770	60,074	

荒尾市国民健康保険条例の一部改正について

荒尾市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

令和3年11月29日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する
条例

別紙添付

提案理由

健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する
条例

荒尾市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

荒尾市国民健康保険税条例の一部改正に
ついて

荒尾市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

令和3年11月29日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

荒尾市国民健康保険税条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第5条の2第1号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第5条の2の2中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第22条中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 3,900円

ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 6,500円

ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 10,400円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 13,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

イ 前項第1号ハに規定する金額を減額した世帯 1, 125円

ロ 前項第2号ハに規定する金額を減額した世帯 1, 875円

ハ 前項第3号ハに規定する金額を減額した世帯 3, 000円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 3, 750円

第22条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第3項中「第22条」を「第22条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第11条第1項、第22条及び第22条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第3項から第5項まで及び第7項から第14項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

荒尾市道路占用料徴収条例の一部改正に
ついて

荒尾市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

令和3年11月29日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市道路占用料徴収条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

道路占用料の額を県に準じて見直すに当たり、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市道路占用料徴収条例の一部を改正
する条例

荒尾市道路占用料徴収条例（昭和26年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	690
	第2種電柱		1,100
	第3種電柱		1,400
	第1種電話柱		620
	第2種電話柱		990
	第3種電話柱		1,400
	その他の柱類		62
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6
	地下に設ける電線その他の線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	600
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	370
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱		520
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	26
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		37
	外径が0.1メートル以上0.		55

	15メートル未満のもの			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			74
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			150
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			260
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			370
	外径が1メートル以上のもの			740
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき		1,200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	1,100		
	地下に設ける通路	670		
その他のもの		1,200		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日		22
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月		220
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	220
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200
	標識		1本につき1年	990
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日

		その他のもの	1本につき1月	220
	幕(令第7条第4号に掲げる	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22
	工事用施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	220
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2, 200
		その他のもの		1, 100
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき	1, 200
令第7条第3号に掲げる施設			1年	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき	220
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	120
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額

令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033 を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占有に係る占有料について適用し、同日前の道路の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

荒尾市立図書館条例の一部改正について

荒尾市立図書館条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市立図書館条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

荒尾市立図書館のあらおシティモール内への移転に伴い、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市立図書館条例の一部を改正する条例

荒尾市立図書館条例（昭和４８年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「荒尾市増永６３３番地」を「荒尾市緑ヶ丘一丁目１番地１あらおシティモール内」に改める。

第４条第１項第１号を次のように改める。

- (1) 毎月末日（その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときはその翌日）

第４条第１項第２号及び第３号を削り、同項第４号中「１０日間」を「７日間程度」に改め、同号を同項第２号とし、同項第５号を同項第３号とする。

第５条第１項中「次のとおり」を「午前１０時から午後８時まで」に改め、同項各号を削る。

第１０条中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号を第６号とする。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

指定管理者の指定について

荒尾市働く女性の家条例（昭和58年条例第7号）第17条第1項及び荒尾市公民館条例（昭和48年条例第10号）第13条第1項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月29日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 荒尾市働く女性の家
 - (2) 荒尾市中央公民館
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び所在地
名 称 荒尾市働く女性の家及び中央公民館管理運営共同企業体
代表者 株式会社あんしんC o . , L t d .
代表取締役 與田 正昭
所在地 荒尾市大島町四丁目5番42号
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

指定管理者の指定について

荒尾市立図書館条例（昭和48年条例第11号）第9条第1項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月29日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
荒尾市立図書館
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び所在地
名 称 株式会社紀伊國屋書店
代表者 代表取締役 高井 昌史
所在地 東京都新宿区新宿三丁目17番7号
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、荒尾市大字川登地区の字の区域を別紙字区域変更調書のとおり変更するものとする。

令和3年11月29日提出

荒尾市長 浅田敏彦

提案理由

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

字区域変更調書

番号	変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
①	川登	畑田	526に隣接する道路である公有地の全部	川登	丹蔵
②	川登	後田	字畑田580の2、582の1に隣接する道路、水路である公有地の一部	川登	畑田
③	川登	畑田	582の2の一部及びこれに隣接する道路である公有地の一部	川登	後田
④	川登	後田	600の一部、608の一部、609から611までの各一部、612の1の一部、612の3、615の1の一部、616の1の一部、616の2の一部、617の一部、619の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字丹蔵630に隣接する道路である公有地の一部	川登	丹蔵
⑤	川登	後田	617の一部、618の一部及びこれに隣接する水路である公有地の全部並びに字日渡1542に隣接する水路である公有地の全部、字日渡1532の地先の水路である公有地の全部	川登	日渡
⑥	川登	丹蔵	624の一部、627の2の一部	川登	後田
⑦	川登	丹蔵	648から651までの各一部、656の3の一部、657の一部、659の1、660、661の1、661の3、663の1、664、665、668、669の1、669の2、670から672まで、673の一部、674の一部、680の一部、681から683まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	川登	大坪
⑧	川登	大坪	686の1の一部、686の2の一部、687の一部、688の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部	川登	丹蔵
⑨	川登	大坪	707の一部、708、709の1の一部、709の2の一部、710の1、710の2の一部、711、712、713の一部、719の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	川登	唄原
⑩	川登	中牟田	1019の一部、1020の一部、1098の一部、1099の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部	川登	井手口

番号	変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
⑪	川登	井手口	1104の1から1104の4まで、1105、1106の1から1106の3まで、1108の1、1108の2、1109の1の一部、1109の2の一部、1110の1の一部、1110の2、1110の3、1111の1の一部、1111の2の一部、1112の1の一部、1112の2、1112の3の一部、1113から1115までの各一部、1123の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに1117の1に隣接する道路、水路である公有地の全部	川登	中牟田
⑫	川登	上中楽	1245の1の一部、1245の2の一部、1246及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	川登	唄原
⑬	川登	上中楽	1245の1の一部、1245の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	川登	大坪
⑭	川登	中牟田	字上中楽1245の1に隣接する水路である公有地の一部	川登	大坪
⑮	川登	新谷	1280の1の一部及びこれに隣接する道路、水路である公有地の全部	川登	下中楽
⑯	川登	池浦	1308の2の一部及びこれに隣接する道路である公有地の全部並びに1308の2の地先の道路である公有地の一部	川登	新谷
⑰	川登	下中楽	1309の1の一部及び字唄原1386の2に隣接する道路である公有地の一部	川登	新谷
⑱	川登	池浦	字下中楽1309の1に隣接する道路である公有地の一部	川登	下中楽
⑲	川登	下中楽	1368の一部、1370から1372までの各一部、1379の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、字唄原1385の1、1411に隣接する公有地の一部	川登	唄原
⑳	川登	唄原	1384、1385の1の一部、1385の2、1386の1の一部、1386の2の一部、1410の1の一部、1410の2の一部、1411の一部、1413の1の一部、1414の3の一部、1446の1の一部、1446の3の一部、1447の1、1447の3の一部、1449の1の一部、1449の2の一部、1450、1451、1452の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	川登	下中楽
㉑	川登	唄原	1386の1の一部、1386の2の一部、1387の2の一部、1387の3の一部、1387の4、1387の5、1388の1の一部、1388の2、1390の1の一部、1390の2、1391の1の一部、1391の2、1391の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	川登	新谷

番号	変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
㉒	川登	唄原	1395の一部、1419の一部、1422から1427まで、1427の2、1428から1434まで、1435の一部、1437の1の一部、1438の一部、1439の一部、1440、1441の一部、1440の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部	川登	大坪
㉓	川登	日渡	1462の1の一部、1522の1の一部、1523の1の一部、1524の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部	川登	下中楽
㉔	川登	唄原	字日渡1524の1、1524の3、1526、1527の1に隣接する道路である公有地の一部	川登	日渡
㉕	川登	唄原	字日渡1527の1に隣接する道路である公有地の一部	川登	丹蔵
㉖	川登	日渡	1527の1の一部、1530から1532までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	川登	丹蔵
㉗	川登	日渡	1542の一部、1543の一部及びこれらに介在する道路、水路である公有地の全部	川登	後田
㉘	川登	日渡	1543の一部、1544の1から1544の4までの各一部、1544の5、1544の6の一部、1545の1の一部、1557の1の一部、1557の2、1558の一部、1559の2の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部並びに1563の地先の道路である公有地の一部	川登	平原
㉙	川登	平原	1606の3、1614の3の地先の道路である公有地の一部、1623の4の地先の道路である公有地の一部	川登	日渡
㉚	川登	平原	1627の1から1627の3までの各一部、1628の一部、1628の2の一部、1628の3、1629の一部、1630の1の一部、1630の2の一部、1633の5の一部、1633の6の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字日渡1543に隣接する道路である公有地の全部	川登	後田
㉛	川登	平原	1633の4の一部、1633の5の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	川登	畑田

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630,739千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,679,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年11月29日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		6,100,000	106,711	6,206,711
	1 地方交付税	6,100,000	106,711	6,206,711
14 使用料及び手数料		561,732	82	561,814
	2 手 数 料	324,910	82	324,992
15 国庫支出金		5,277,977	228,744	5,506,721
	1 国庫負担金	3,985,611	159,737	4,145,348
	2 国庫補助金	1,281,790	69,007	1,350,797
16 県支出金		1,927,951	73,995	2,001,946
	1 県負担金	1,421,555	72,161	1,493,716
	2 県補助金	424,717	1,834	426,551
18 寄 附 金		502,002	200,840	702,842
	1 寄 附 金	502,002	200,840	702,842
19 繰 入 金		1,874,827	127,546	2,002,373
	2 基金繰入金	1,871,684	127,546	1,999,230
20 繰 越 金		1	38,379	38,380
	1 繰 越 金	1	38,379	38,380
21 諸 収 入		345,384	2,487	347,871
	5 受託事業収入	49,894	△13	49,881
	6 雑 入	216,374	2,500	218,874
22 市 債		1,661,600	△148,045	1,513,555
	1 市 債	1,661,600	△148,045	1,513,555
歳 入 合 計		25,048,695	630,739	25,679,434

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		199,464	△115	199,349
	1 議会費	199,464	△115	199,349
2 総務費		2,977,679	126,766	3,104,445
	1 総務管理費	2,394,116	125,187	2,519,303
	2 徴税費	276,175	1,294	277,469
	3 戸籍住民基本台帳費	218,025	272	218,297
	4 選挙費	48,470	28	48,498
	5 統計調査費	14,461	29	14,490
	6 監査委員費	26,432	△44	26,388
3 民生費		11,239,999	439,613	11,679,612
	1 社会福祉費	5,287,130	274,998	5,562,128
	2 児童福祉費	4,273,901	109,417	4,383,318
	3 生活保護費	1,678,964	55,198	1,734,162
4 衛生費		2,852,588	5,821	2,858,409
	1 保健衛生費	848,552	4,885	853,437
	2 清掃費	1,264,429	936	1,265,365
6 農林水産業費		347,001	17,576	364,577
	1 農業費	235,498	17,576	253,074
7 商工費		616,301	17,235	633,536
	1 商工費	616,301	17,235	633,536
8 土木費		1,964,708	5,910	1,970,618
	2 道路橋梁費	403,940	672	404,612
	4 港湾費	221,450	5,000	226,450
	5 都市計画費	808,713	74	808,787
	6 住宅費	442,124	164	442,288
9 消防費		749,420	1,702	751,122
	1 消防費	749,420	1,702	751,122
10 教育費		2,417,600	3,231	2,420,831
	1 教育総務費	209,101	593	209,694
	2 小学校費	510,001	△22	509,979
	4 社会教育費	1,013,956	430	1,014,386
	5 保健体育費	441,222	2,230	443,452
11 災害復旧費		10,084	13,000	23,084
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	13,000	14,000
歳 出	合 計	25,048,695	630,739	25,679,434

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
7 商工費	1 商工費	世界遺産修復・公開・活用事業費	63,991
8 土木費	4 港湾費	社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防）	144,226

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
「荒尾市議会だより」印刷製本費	令和4年度	2,120
職員の定年延長に伴う例規整備支援業務委託料	令和4年度	1,100
広報等配送委託料	令和4年度	6,200
貴重品運搬警備業務委託料	令和4年度	1,202
荒尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託料	令和4年度	6,963
生活困窮者一時生活支援事業負担金	令和4年度	1,185
生活困窮者家計改善支援事業負担金	令和4年度	1,777
子どもの学習・生活支援事業負担金	令和4年度	1,781

事 項	期 間	限度額（千円）
レセプト点検委託料（生活保護）	令和４年度	264
予防接種費（医薬材料費）	令和４年度	60,699
荒尾市斎場白灯油購入費	令和４年度	390
荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）に係る設計・施工・指定管理委託料	令和５年度 ～ 令和２２年度	4,866,241
児童生徒教職員健康診断委託料（尿検査）	令和４年度	576
児童生徒教職員健康診断委託料（ピロリ菌検査）	令和４年度	387
小学校維持管理費（燃料費）	令和４年度	10,789
桜山小学校仮設校舎借上料	令和４年度	5,000

事 項	期 間	限度額（千円）
総合学力調査業務委託料（小学校）	令和４年度	2,569
中学校維持管理費（燃料費）	令和４年度	6,213
玉名荒尾中学校総合体育大会送迎バス借上料	令和４年度	972
総合学力調査業務委託料（中学校）	令和４年度	2,907
荒尾市立図書館オープニング式典委託料	令和４年度	499

第 4 表 地 方 債 補 正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設整備事業	千円 23,200	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。	千円 29,900	補正前に同じ		
臨時財政対策	820,000				千円 665,255			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	6,100,000	106,711	6,206,711
14 使用料及び手数料	561,732	82	561,814
15 国庫支出金	5,277,977	228,744	5,506,721
16 県支出金	1,927,951	73,995	2,001,946
18 寄附金	502,002	200,840	702,842
19 繰入金	1,874,827	127,546	2,002,373
20 繰越金	1	38,379	38,380
21 諸収入	345,384	2,487	347,871
22 市債	1,661,600	△148,045	1,513,555
歳入合計	25,048,695	630,739	25,679,434

2 歳 入

(款) 11 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	6,100,000	106,711	6,206,711
1	地方交付税	6,100,000	106,711	6,206,711
1	1 地方交付税	6,100,000	106,711	6,206,711
14	使用料及び手数料	561,732	82	561,814
2	手 数 料	324,910	82	324,992
4	4 民生費手数料	1,633	82	1,715
15	国庫支出金	5,277,977	228,744	5,506,721
1	国庫負担金	3,985,611	159,737	4,145,348
1	1 民生費国庫負担金	3,888,644	159,737	4,048,381
2	国庫補助金	1,281,790	69,007	1,350,797
1	1 総務費国庫補助金	340,645	6,909	347,554
2	2 民生費国庫補助金	324,641	53,037	377,678
3	3 衛生費国庫補助金	122,975	3,116	126,091
6	6 商工費国庫補助金	34,187	5,945	40,132
16	県支出金	1,927,951	73,995	2,001,946
1	県負担金	1,421,555	72,161	1,493,716
1	1 民生費県負担金	1,414,560	72,161	1,486,721
2	県補助金	424,717	1,834	426,551
2	2 民生費県補助金	276,114	3,414	279,528

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	106,711	1 普通交付税	
1 障害者地域生活支援事業利用料	82	1 訪問入浴サービス事業利用料	
1 社会福祉費国庫負担金	44	1 特別障害者手当等給付費国庫負担金	
12 児童扶養手当費国庫負担金	15,366	1 児童扶養手当国庫負担金(清算分)	
13 障害者自立支援給付費国庫負担金	144,327	1 障害者介護給付費国庫負担金	140,463
		2 高額障害福祉サービス費国庫負担金	223
		3 相談支援給付費等国庫負担金	2,256
		4 療養介護医療費支給事業費国庫負担金	1,385
1 総務費国庫補助金	6,909	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
4 児童福祉費国庫補助金	3,934	1 保育対策支援事業費国庫補助金	1,200
		2 子ども・子育て支援事業費国庫補助金	2,734
6 障害者地域生活支援事業費国庫補助金	3	1 訪問入浴サービス事業費国庫補助金	232
		2 巡回相談支援事業費国庫補助金	△229
18 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金	49,100	1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金	48,100
		2 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費国庫補助金	1,000
1 保健衛生費国庫補助金	3,116	1 感染症予防事業費等国庫補助金	
1 商工費国庫補助金	5,945	1 重要文化財等防災施設整備費国庫補助金	
10 障害者自立支援給付費県負担金	72,161	1 障害者介護給付費県負担金	70,231
		2 高額障害福祉サービス費県負担金	111
		3 相談支援給付費等県負担金	1,127
		4 療養介護医療費支給事業費県負担金	692
4 児童福祉費県補助金	3,412	1 乳幼児医療費県補助金	2,812
		2 保育対策総合支援事業費県補助金	600

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
		6 商工費県補助金	19,779	△1,580	18,199
18	寄 附 金		502,002	200,840	702,842
	1	寄 附 金	502,002	200,840	702,842
	2	民生費寄附金	0	840	840
	6	総務費寄附金	502,001	200,000	702,001
19	繰 入 金		1,874,827	127,546	2,002,373
	2	基金繰入金	1,871,684	127,546	1,999,230
	1	基金繰入金	1,871,684	127,546	1,999,230
20	繰 越 金		1	38,379	38,380
	1	繰 越 金	1	38,379	38,380
	1	繰 越 金	1	38,379	38,380
21	諸 収 入		345,384	2,487	347,871
	5	受託事業収入	49,894	△13	49,881
	5	衛生費受託事業収入	13,000	△13	12,987
	6	雑 入	216,374	2,500	218,874
	4	雑 入	216,185	2,500	218,685
22	市 債		1,661,600	△148,045	1,513,555
	1	市 債	1,661,600	△148,045	1,513,555
	6	商 工 債	23,200	6,700	29,900
	13	臨時財政対策債	820,000	△154,745	665,255

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
7	障害者地域生活支援事業費県補助金	2	1 訪問入浴サービス事業費県補助金 2 巡回相談支援事業費県補助金	116 △114
1	商工費県補助金	△1,580	1 文化財保存整備事業費県補助金（世界遺産公開活用分）	
3	児童福祉費寄附金	840	1 児童福祉費寄附金	
1	総務費寄附金	200,000	1 総務費寄附金	
1	基金繰入金	127,546	1 財政調整基金繰入金 2 ふるさと応援基金繰入金 3 市制70周年記念地域活性化基金繰入金 4 子ども未来基金繰入金	44,926 61,101 2,966 18,553
1	繰越金	38,379	1 繰越金	
1	衛生費受託事業収入	△13	1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業受託収入	
8	雑入	2,500	1 コミュニティ助成金	
2	観光施設整備事業債	6,700	1 観光施設整備事業債	
1	臨時財政対策債	△154,745	1 臨時財政対策債	

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

1	議会費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	議会費	199,464	△115	199,349		△115
1	議会費	199,464	△115	199,349		△115
1	1 議会費	199,464	△115	199,349		△115

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△171	1 議会事務局人件費 △115
4 共済費	56	一般職給 (△171)
		共済組合負担金 (56)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	総務費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	1	2,977,679	126,766	3,104,445	85,120	41,646
	1	2,394,116	125,187	2,519,303	85,120	40,067
	1	711,750	△1,940	709,810		△1,940
	7	677,552	120,631	798,183	その他 85,120	35,511

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△1,596	1 秘書課人件費	△74
		通勤手当	(△25)
3 職員手当等	△437	共済組合負担金	(△49)
4 共 済 費	93	2 総務課人件費	△1,767
		一般職給	(△1,024)
		扶養手当	(△10)
		住居手当	(△247)
		通勤手当	(△21)
		期末手当	(△223)
		勤勉手当	(△229)
		児童手当	(15)
		共済組合負担金	(△28)
		3 総合政策課人件費	236
		一般職給	(△111)
		扶養手当	(20)
		住居手当	(256)
		通勤手当	(△13)
		共済組合負担金	(84)
		4 文化企画課人件費	△290
		一般職給	(△279)
		共済組合負担金	(△11)
		5 財政課人件費	△127
		住居手当	(30)
		通勤手当	(10)
		共済組合負担金	(△167)
		6 情報推進室人件費	△29
		共済組合負担金	(△29)
		7 暮らしいきいき課人件費	△94
		一般職給	(△182)
		共済組合負担金	(88)
		8 会計課人件費	73
		共済組合負担金	(73)
		9 契約検査室人件費	45
		共済組合負担金	(45)
		10 公共施設マネジメント推進室人件費	58
		共済組合負担金	(58)
		11 空家対策推進室人件費	29
		共済組合負担金	(29)
7 報 償 費	75,290	1 コミュニティ助成事業費	2,500
		補助金	(2,500)
10 需 用 費	1,413	コミュニティ助成事業助成金	(2,500)
11 役 務 費	1,048	2 ふるさと応援寄附金推進費	114,099
		記念品賞品	(74,300)
		郵便料	(991)
12 委 託 料	18,754	その他委託料	(17,688)
		ふるさと応援寄附金返礼業務委託料	(17,688)
		使用料	(21,120)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9	文化振興費	283,876	6,328	290,204		6,328	
13	男女共同参画推進費	20,919	168	21,087		168	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 使用料及び 賃借料	21,120	3 メディア交流館運営費 指定管理委託料	480 (480)
17 備品購入費	506	4 小岱工芸館運営費 指定管理委託料	242 (242)
18 負担金、補 助及び交付 金	2,500	5 みどり蒼生館運営費 指定管理委託料	344 (344)
		6 荒尾市制80周年記念事業費 記念品賞品 消耗品費 印刷製本費 郵便料 備品購入費	2,966 (990) (1,131) (282) (57) (506)
12 委 託 料	6,328	1 荒尾総合文化センター管理費 指定管理委託料	6,328 (6,328)
4 共 済 費	168	1 男女共同参画推進室人件費 共済組合負担金	168 (168)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	徴 税 費	276,175	1,294	277,469		1,294
1	税務総務費	183,773	1,294	185,067		1,294

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	290	1 産休・育休代替職員任用（収納課）	361
2 給料	△216	非常勤職員報酬	(290)
3 職員手当等	151	健康労働保険料	(56)
4 共済費	1,054	費用弁償	(15)
8 旅費	15	2 税務総務費（税務課人件費）	666
		一般職給	(△216)
		扶養手当	(△64)
		通勤手当	(20)
		特殊勤務手当	(△16)
		共済組合負担金	(942)
		3 税務総務費（収納課人件費）	267
		住居手当	(200)
		通勤手当	(11)
		共済組合負担金	(56)

(款) 2 総務費
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	218,025	272	218,297		272
1	戸籍住民基本台帳費	218,025	272	218,297		272

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△67	1 市民サービスセンター（人件費）	28
		共済組合負担金	(28)
3 職員手当等	△16	2 戸籍住民基本台帳費（人件費）	244
		一般職給	(△67)
4 共 済 費	355	扶養手当	(△10)
		住居手当	(108)
		通勤手当	(△6)
		勤勉手当	(△93)
		児童手当	(△15)
		共済組合負担金	(327)

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	選 挙 費	48,470	28	48,498		28
	1 選挙管理委員会費	23,241	28	23,269		28

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	28	1 選挙管理委員会費（人件費） 共済組合負担金
		28 (28)

(款) 2 総務費
(項) 5 統計調査費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	統計調査費	14,461	29	14,490		29
1	統計調査総務費	12,105	29	12,134		29

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	29	1 統計調査総務費 (人件費) 共済組合負担金 29 (29)

(款) 2 総務費
(項) 6 監査委員費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	監査委員費	26,432	△44	26,388		△44
	1 監査委員費	26,432	△44	26,388		△44

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	△44	1 監査委員費（人件費） 共済組合負担金
		△44 (△44)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	11,239,999	439,613	11,679,612	196,778	242,835
1 社会福祉費	5,287,130	274,998	5,562,128	188,592	86,406
1 社会福祉総務費	1,829,188	2,301	1,831,489		2,301
2 老人福祉費	305,568	473	306,041		473
6 人権啓発推進費	25,202	31	25,233		31
7 人権啓発センター費	13,971	29	14,000		29
13 障害者自立支援給付費	1,703,413	272,076	1,975,489	国庫支出金 125,671 県支出金 62,834	83,571

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△2,365	1 介護保険特別会計繰出金 266 特別会計繰出金 (266)
3 職員手当等	△485	介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金 (266)
4 共 済 費	△385	2 住居確保給付金事業費 4,384 返還金 (4,384)
22 償還金、利 子及び割引 料	5,270	3 生活困窮者自立相談支援事業費 886 返還金 (886)
27 繰 出 金	266	4 社会福祉総務費（福祉課人件費） △2,934 一般職給 (△2,295) 住居手当 (101) 通勤手当 (△17) 期末手当 (△140) 勤勉手当 (△261) 共済組合負担金 (△322)
		5 避難行動要支援者個別支援計画策定事業費（任期付職員人件費） △301 一般職給 (△70) 扶養手当 (△59) 住居手当 (60) 通勤手当 (△76) 期末手当 (△31) 勤勉手当 (△62) 共済組合負担金 (△63)
12 委 託 料	473	1 潮湯運営費 473 指定管理委託料 (473)
3 職員手当等	△40	1 人件費（人権啓発推進室） 31 住居手当 (△48)
4 共 済 費	71	通勤手当 (8) 共済組合負担金 (71)
4 共 済 費	29	1 人権啓発センター運営管理費（人件費） 29 共済組合負担金 (29)
19 扶 助 費	251,344	1 介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費 249,790 扶助費 (247,143)
22 償還金、利 子及び割引 料	20,732	返還金 (2,647) 2 自立支援医療費支給事業費 14,424 返還金 (14,424)
		3 相談支援給付費等支給事業費 5,532 扶助費 (4,201) 返還金 (1,331)
		4 障害者補装具給付費 2,330 返還金 (2,330)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	15	障害者地域 生活支援事 業費	52,520	88	52,608	国庫支出金 3 県支出金 2 その他 82	1

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	△457	1 訪問入浴サービス事業費	547
		事業運営委託料	(547)
4 共 済 費	△2	2 巡回相談支援事業費（給与費）（幼児支援分）	△459
		扶養手当	(△56)
12 委 託 料	547	住居手当	(△308)
		通勤手当	(△70)
		期末手当	(△8)
		児童手当	(△15)
		共済組合負担金	(△2)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,273,901	109,417	4,383,318	8,186	101,231
1	児童福祉総務費	1,134,487	97,527	1,232,014	国庫支出金 3,934 県支出金 3,412	90,181
3	母子福祉費	49,802	4,470	54,272	その他 840	3,630
5	清里保育園費	110,466	24	110,490		24

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△111	1 放課後児童健全育成事業費 返還金 3,520 (3,520)
3 職員手当等	938	2 特別保育事業費 返還金 5,838 (5,838)
4 共 済 費	△178	3 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費 返還金 5,937 (5,937)
10 需 用 費	700	4 ひとり親世帯臨時特別給付金事業費 返還金 8,349 (8,349)
11 役 務 費	630	5 医療的ケア児保育支援事業費 補助金 2,400 (2,400)
12 委 託 料	1,804	医療的ケア児保育支援事業補助金 (2,400)
18 負担金、補助及び交付金	2,400	6 児童扶養手当事務費 500 消耗品費 (200) 郵便料 (300)
19 扶 助 費	67,700	7 児童扶養手当支給事業費 38,100 扶助費 (38,100)
22 償還金、利子及び割引料	23,644	8 子ども医療費助成事業費 29,600 扶助費 (29,600)
		9 児童福祉総務費（人件費） 631 扶養手当 (180) 住居手当 (21) 通勤手当 (△3) 時間外手当 (500) 児童手当 (140) 共済組合負担金 (△207)
		10 児童福祉総務費（すこやか未来課人件費） △82 一般職給 (△111) 共済組合負担金 (29)
		11 児童手当制度改正実施円滑化事業費 2,634 消耗品費 (300) 印刷製本費 (200) 郵便料 (330) その他委託料 (1,804) 児童手当システム改修委託料 (1,804)
		12 児童手当制度改正実施円滑化事業費（時間外手当） 100 時間外手当 (100)
7 報 償 費	840	1 母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費 返還金 3,562 (3,562)
11 役 務 費	68	2 ひとり親家庭等支援事業費 908 記念品賞品 (840)
22 償還金、利子及び割引料	3,562	郵便料 (68)
3 職員手当等	△217	1 清里保育園費（人件費） 259 通勤手当 (△4)
4 共 済 費	241	勤勉手当 (△100)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	8	子育てのための施設等 利用給付費	19,380	7,396	26,776		7,396

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		共済組合負担金	(207)
		健康労働保険料	(156)
		2 清里保育園費（人件費）（任期付職員）	△235
		通勤手当	(△30)
		期末手当	(△47)
		勤勉手当	(△36)
		共済組合負担金	(△122)
22 償還金、利 子及び割引 料	7,396	1 子育てのための施設等利用事業費 返還金	7,396 (7,396)

(款) 3 民生費
(項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,678,964	55,198	1,734,162		55,198
1	生活保護総務費	100,456	924	101,380		924
2	扶 助 費	1,578,508	54,274	1,632,782		54,274

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	582	1 生活保護総務費（産休・育休代替職員任用）	716
2 給料	△901	非常勤職員報酬	(582)
3 職員手当等	△430	健康労働保険料	(112)
4 共済費	46	費用弁償	(22)
8 旅費	22	2 生活保護適正実施推進事業費	1,605
22 償還金、利子及び割引料	1,605	返還金	(1,605)
		3 生活保護総務費（人件費）	△1,397
		一般職給	(△901)
		扶養手当	(21)
		住居手当	(△116)
		通勤手当	(△178)
		特殊勤務手当	(△9)
		期末手当	(△163)
		児童手当	(15)
		共済組合負担金	(△66)
22 償還金、利子及び割引料	54,274	1 生活保護費	54,274
		返還金	(54,274)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	1	2,852,588	5,821	2,858,409	3,103	2,718
	1	848,552	4,885	853,437	3,103	1,782
	1	165,259	△39	165,220	その他 △13	△26
	3	468,904	△188	468,716		△188
	5	74,089	△58	74,031		△58
	10	88,013	5,170	93,183	国庫支出金 3,116	2,054

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△154	1 保健総務費（人件費） △39 一般職給 (△154)
3 職員手当等	△15	住居手当 (125)
4 共 済 費	130	通勤手当 (△23)
		期末手当 (△99)
		勤勉手当 (△18)
		共済組合負担金 (130)
3 職員手当等	△54	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業費（人件費） △29 共済組合負担金 (△29)
4 共 済 費	△134	2 新型コロナウイルスワクチン接種事業費（任期付職員人件費） △159 通勤手当 (△54)
		共済組合負担金 (△105)
4 共 済 費	△58	1 公害対策費（人件費） △87 共済組合負担金 (△87)
		2 公害対策費（任期付職員人件費） 29
		共済組合負担金 (29)
12 委 託 料	5,170	1 複合健診事業費 5,170 その他委託料 (5,170) 健康管理システム改修委託料 (5,170)

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清 掃 費	1,264,429	936	1,265,365		936
1	清掃総務費	67,000	△302	66,698		△302
2	塵芥処理費	904,476	1,180	905,656		1,180
3	し尿処理費	292,953	58	293,011		58

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	△399	1 清掃総務費（人件費）	△302	
		一般職給	(△399)	
3 職員手当等	△299	通勤手当	(△12)	
		期末手当	(△66)	
4 共済費	396	勤勉手当	(△221)	
		共済組合負担金	(396)	
1 報酬	916	1 塵芥処理費	1,092	
		非常勤職員報酬	(916)	
4 共済費	238	健康労働保険料	(150)	
		費用弁償	(26)	
8 旅費	26	2 塵芥処理費（人件費）	88	
		共済組合負担金	(88)	
4 共済費	58	1 し尿処理費（人件費）	58	
		共済組合負担金	(58)	

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	347,001	17,576	364,577		17,576
1 農業費	235,498	17,576	253,074		17,576
1 1 農業委員会費	48,640	△26	48,614		△26
2 農業総務費	57,226	41	57,267		41
7 耕地費	65,131	17,561	82,692		17,561

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
3 職員手当等	△26	1 農業委員会費（人件費） 通勤手当	△26 (△26)
3 職員手当等	△47	1 農業総務費（農林水産課人件費） 扶養手当	41 (33)
4 共 済 費	88	住居手当 通勤手当 勤勉手当 共済組合負担金	(△51) (△4) (△25) (88)
4 共 済 費	118	1 耕地費 補助金	17,443 (17,443)
18 負担金、補助及び交付金	17,443	生産施設助成金（道路） 生産施設助成金（水路） 2 耕地費（人件費） 共済組合負担金	(6,184) (11,259) 118 (118)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		616,301	17,235	633,536	11,065	6,170
1	商工費	616,301	17,235	633,536	11,065	6,170
	1 商工総務費	105,947	△565	105,382		△565
	4 観光費	195,927	17,800	213,727	国庫支出金 5,945 県支出金 △1,580 地方債 6,700	6,735

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△122	1 産業振興課人件費 △565 一般職給 (△122)
3 職員手当等	△633	扶養手当 (△271)
4 共 済 費	190	通勤手当 (△50) 期末手当 (△160) 勤勉手当 (△152) 共済組合負担金 (190)
8 旅 費	△182	1 地域観光振興費 550 補助金 (550)
12 委 託 料	4,340	あらお梨の花元気ウォーク補助金 (550)
14 工事請負費	13,092	2 万田坑・炭鉱館管理費 4,362 指定管理委託料 (4,362)
18 負担金、補助及び交付金	550	3 世界遺産修復・公開・活用事業費 12,888 特別旅費 (△182) 工事施工に伴う委託料 (△22) 工事請負費 (13,092)

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋梁費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 土木費	1,964,708	5,910	1,970,618		5,910
2 道路橋梁費	403,940	672	404,612	△5,000	5,672
2 2 道路維持費	149,744	685	150,429		685
3 道路新設改良費	242,579	△13	242,566	地方債 △5,000	4,987

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 報酬	425	1 道路維持費（会計年度任用職員任用）	513	
3 職員手当等	112	非常勤職員報酬	(425)	
4 共済費	135	健康労働保険料	(75)	
8 旅費	13	費用弁償	(13)	
		2 道路維持費（人件費）	172	
		扶養手当	(60)	
		通勤手当	(△8)	
		児童手当	(60)	
		共済組合負担金	(60)	
3 職員手当等	△41	1 道路新設改良事業費（人件費）	△13	
4 共済費	28	扶養手当	(△13)	
		通勤手当	(△28)	
		共済組合負担金	(28)	

(款) 8 土木費
(項) 4 港湾費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	4	港 湾 費	221,450	5,000	226,450	5,000	
		2	港湾建設費	220,000	5,000	225,000	地方債 5,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
8 旅 費	36	1 社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防）	5,000
10 需 用 費	4,228	普通旅費	(36)
11 役 務 費	165	消耗品費	(3,532)
13 使用料及び 賃借料	571	燃料費	(696)
		手数料	(165)
		使用料	(98)
		借上料	(473)

(款) 8 土木費
(項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	808,713	74	808,787		74
1	都市計画総務費	510,816	29	510,845		29
2	土地区画整理費	216,442	45	216,487		45

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	29	1 都市計画総務費（人件費） 共済組合負担金	29 (29)
27 繰 出 金	45	1 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 特別会計繰出金 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金	45 (45) (45)

(款) 8 土木費
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	442,124	164	442,288		164
	1 住宅管理費	442,124	164	442,288		164

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	20	1 住宅総務費（人件費） 164
4 共 済 費	144	扶養手当 (20)
		共済組合負担金 (144)

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

9	消 防 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		749,420	1,702	751,122		1,702
1	消 防 費	749,420	1,702	751,122		1,702
	2 非常備消防費	75,886	88	75,974		88
	5 災害対策費	60,969	1,614	62,583		1,614

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	88	1 消防団員費（人件費） 共済組合負担金	88 (88)
2 給 料	1,586	1 災害対策費（人件費） 一般職給	1,608 (1,580)
4 共 済 費	28	共済組合負担金	(28)
		2 災害対策費（任期付職員人件費） 一般職給	6 (6)

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,417,600	3,231	2,420,831		3,231
1	教育総務費	209,101	593	209,694		593
2	事務局費	204,438	593	205,031		593

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	200	1 教育振興課管理費（人件費）	646
		扶養手当	(50)
4 共 済 費	393	住居手当	(△15)
		通勤手当	(120)
		児童手当	(45)
		共済組合負担金	(446)
		2 学校教育課管理費（人件費）	△53
		共済組合負担金	(△53)

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	小学校費	510,001	△22	509,979		△22
	2 教育振興費	220,324	△22	220,302		△22

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	△22	1 スクールソーシャルワーカー運営事業費（任期付職員人件費） △22 住居手当 (△22)

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	1,013,956	430	1,014,386		430
1	社会教育総務費	179,909	122	180,031		122
2	公民館費	22,105	308	22,413		308

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	△7	1 社会教育振興費 (人件費)	113
		共済組合負担金	(113)
4 共 済 費	129	2 文化振興総務費 (人件費)	9
		扶養手当	(△7)
		共済組合負担金	(16)
12 委 託 料	308	1 中央公民館管理費	308
		指定管理委託料	(308)

(款) 10 教育費
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	441,222	2,230	443,452		2,230
1	保健体育総務費	31,534	57	31,591		57
2	体育施設費	98,301	2,240	100,541		2,240
3	学校給食費	311,387	△67	311,320		△67

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	57	1 保健体育総務費 (人件費) 57 共済組合負担金 (57)
12 委 託 料	2,240	1 運動公園管理費 2,240 指定管理委託料 (2,240)
3 職員手当等	△52	1 給食センター管理費 (人件費) △67
		住居手当 (△52)
4 共 済 費	△15	共済組合負担金 (△15)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 1 農林水産施設災害復旧費

11	災害復旧費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		10,084	13,000	23,084		13,000
1	農林水産施設災害復旧費	1,000	13,000	14,000		13,000
1	農業災害復旧費	1,000	13,000	14,000		13,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需 用 費	13,000	1 現年農林水産災害復旧事業費 修繕費	13,000 (13,000)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	350 (273)	325,677	1,232,193	836,913	2,394,783	468,573	2,863,356	
補正額	(5)	2,192	△ 4,516	△ 1,836	△ 4,160	3,603	△ 557	
計	350 (278)	327,869	1,227,677	835,077	2,390,623	472,176	2,862,799	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正前の額	40,247	1,211	23,961	18,046		2,045	104,565	169
	補正額	△ 106		42	△ 479		△ 4	600	
	計	40,141	1,211	24,003	17,567		2,041	105,165	169
職員手当の内訳	区 分	休日勤務手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,434	98	17,424	341,104	201,765	24,770	60,074	
	補正額				△ 937	△ 1,197	245		
	計	1,434	98	17,424	340,167	200,568	25,015	60,074	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	6,630,817	7,363,452	(1,274,800) 841,600	6,700	(1,274,800) 848,300
(1) 土木	2,133,889	2,583,458	(271,600) 318,000		(271,600) 318,000
(2) 教育	1,963,744	2,092,325	(965,400) 161,400		(965,400) 161,400
(3) 公営住宅	1,013,812	941,256	117,800		117,800
(4) 社会及び労働		300			
(5) 保健衛生	609,110	621,960	7,200		7,200
(6) その他	910,262	1,124,153	(37,800) 237,200	6,700	(37,800) 243,900
2. 災害復旧費	32,579	80,554	(2,800)		(2,800)
(1) 土木	31,377	76,003			
(2) 農林水産	302	3,351	(2,800)		(2,800)
(3) その他	900	1,200			
3. 減税補填債	81,435	59,828			
4. 臨時財政対策債	8,224,151	8,034,495	820,000	△ 154,745	665,255
5. 減収補填債		53,800			
合 計	14,968,982	15,592,129	(1,277,600) 1,661,600	△ 148,045	(1,277,600) 1,513,555

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(1,274,800)		(1,274,800)
751,754		751,754	7,453,298	6,700	7,459,998
			(271,600)		(271,600)
159,940		159,940	2,741,518		2,741,518
			(965,400)		(965,400)
176,525		176,525	2,077,200		2,077,200
124,418		124,418	934,638		934,638
			300		300
35,086		35,086	594,074		594,074
			(37,800)		(37,800)
255,785		255,785	1,105,568	6,700	1,112,268
			(2,800)		(2,800)
1,351		1,351	79,203		79,203
1,275		1,275	74,728		74,728
			(2,800)		(2,800)
51		51	3,300		3,300
25		25	1,175		1,175
18,139		18,139	41,689		41,689
730,125		730,125	8,124,370	△ 154,745	7,969,625
			53,800		53,800
			(1,277,600)		(1,277,600)
1,501,369		1,501,369	15,752,360	△ 148,045	15,604,315

令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第2号）

令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,204千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,092,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年11月29日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1	5,204	5,205
	1 繰越金	1	5,204	5,205
歳入	合計	7,087,572	5,204	7,092,776

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 諸支出金		4,183	5,204	9,387
	1 償還金及び還付加 算金	4,183	5,204	9,387
歳 出	合 計	7,087,572	5,204	7,092,776

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限度額 (千円)
レセプト点検委託料	令和4年度	2,963
柔道整復調査委託料	令和4年度	571

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	1	5,204	5,205
歳入合計	7,087,572	5,204	7,092,776

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金	4,183	5,204	9,387
歳出合計	7,087,572	5,204	7,092,776

2 歳 入

(款) 7 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
7	繰越金	1	5,204	5,205
1	繰越金	1	5,204	5,205
2	その他の繰越金	1	5,204	5,205

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 その他の繰越金	5,204	1 その他の繰越金

3 歳 出

(款) 9 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
9 諸支出金	4,183	5,204	9,387		5,204
1 償還金及び 還付加算金	4,183	5,204	9,387		5,204
3 償 還 金	10	5,204	5,214		5,204

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	5,204	1 償還金 返還金	5,204 (5,204)

令和 3 年度荒尾市介護保険特別会計補正
予算（第 3 号）

令和 3 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 1 4 9 , 6 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		1,006,829	4	1,006,833
	1 介護保険料	1,006,829	4	1,006,833
4 国庫支出金		1,607,604	6	1,607,610
	2 国庫補助金	477,950	6	477,956
6 県支出金		829,928	3	829,931
	3 県補助金	42,030	3	42,033
9 繰 入 金		1,097,878	266	1,098,144
	1 一般会計繰入金	949,057	266	949,323
歳 入 合 計		6,119,282	279	6,119,561

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		178,940	279	179,219
	1 総務管理費	116,855	279	117,134
歳 出	合 計	6,119,282	279	6,119,561

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	178,940	279	179,219
歳出合計	6,119,282	279	6,119,561

2 歳 入

(款) 1 保 険 料
(項) 1 介 護 保 険 料

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	保 険 料	1,006,829	4	1,006,833
1	1 介 護 保 険 料	1,006,829	4	1,006,833
	1 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	1,006,829	4	1,006,833
4	国 庫 支 出 金	1,607,604	6	1,607,610
2	2 国 庫 補 助 金	477,950	6	477,956
10	10 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (総 合 以 外)	55,438	6	55,444
6	県 支 出 金	829,928	3	829,931
3	3 県 補 助 金	42,030	3	42,033
6	6 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (総 合 以 外)	27,719	3	27,722
9	繰 入 金	1,097,878	266	1,098,144
1	1 一 般 会 計 繰 入 金	949,057	266	949,323
2	2 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	117,789	261	118,050
7	7 地 域 支 援 事 業 繰 入 金 (総 合 以 外)	27,725	5	27,730

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 現年度分特別徴収保険料	4	1 現年度分特別徴収保険料	
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	6	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	3	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	
1 職員給与費等繰入金	261	1 職員給与費等繰入金	
1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）	5	1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）	

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	1	1	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
			款 項 目	補正前の額	補 正 額	計		
1			総務費	178,940	279	179,219	13	266
	1		総務管理費	116,855	279	117,134	13	266
		1	一般管理費	116,726	279	117,005	国庫補助金 6 県支出金 3 その他 4	266

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	△95	1 介護保険特別会計（人件費）	261
		共済組合負担金	(261)
4 共 済 費	374	2 地域包括支援センター（人件費）	18
		住居手当	(△82)
		通勤手当	(△13)
		共済組合負担金	(113)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	18 (28)	49,345	59,425	44,158	152,928	30,775	183,703	
補正額	()			△ 95	△ 95	374	279	
計	18 (28)	49,345	59,425	44,063	152,833	31,149	183,982	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	2,616		1,415	1,174		36	3,138	
	補正額			△ 82	△ 13				
	計	2,616		1,333	1,161		36	3,138	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				24,030	9,709	2,040		
	補正額								
	計				24,030	9,709	2,040		

令和3年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第2号）

令和3年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,055,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年11月29日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰入金		110,945	45	110,990
	1 他会計繰入金	110,945	45	110,990
歳 入	合 計	1,055,413	45	1,055,458

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		93,975	45	94,020
	1 総務管理費	93,975	45	94,020
歳 出	合 計	1,055,413	45	1,055,458

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 事業費	1 南新地事業費	社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理）	359,836
2 事業費	1 南新地事業費	社会資本整備総合交付金事業費（街路）	39,134
2 事業費	1 南新地事業費	土地区画整理事業費（保留地処分費）	56,011

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	93,975	45	94,020
歳出合計	1,055,413	45	1,055,458

2 歳 入

(款) 5 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰入金	110,945	45	110,990
1	他会計繰入金	110,945	45	110,990
1	一般会計繰入金	110,945	45	110,990

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	45	1 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総務費			93,975	45	94,020		45
	1	総務管理費		93,975	45	94,020		45
		1	一般管理費	93,975	45	94,020		45

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	△11	1 南新地特別会計・人件費	45
		住居手当	(△9)
4 共 済 費	56	期末手当	(△2)
		共済組合負担金	(56)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	5 ()		16,511	10,422	26,933	5,541	32,474	
補正額	()			△ 11	△ 11	56	45	
計	5 ()		16,511	10,411	26,922	5,597	32,519	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	1,146		221	574			900	
	補正額			△ 9					
	計	1,146		212	574			900	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				3,959	2,737	885		
	補正額				△ 2				
	計				3,957	2,737	885		

令和3年度荒尾市病院事業会計補正予算
(第3号)

(総則)

第1条 令和3年度荒尾市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度荒尾市病院事業会計予算(以下「予算」という。)の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	7,118,210千円	160,000千円	7,278,210千円
第1項 医業収益	6,204,120千円	160,000千円	6,364,120千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	7,053,365千円	100,000千円	7,153,365千円
第1項 医業費用	6,930,415千円	100,000千円	7,030,415千円

(たな卸資産購入限度額)

第3条 予算第10条中「1,376,160千円」を「1,476,160千円」に改める。

令和3年11月29日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和3年度荒尾市病院事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			7,118,210	160,000	7,278,210	
	1 医業収益		6,204,120	160,000	6,364,120	
		3 その他医業収益		383,054	160,000	543,054

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			7,053,365	100,000	7,153,365	
	1 医業費用		6,930,415	100,000	7,030,415	
		2 材料費		1,376,160	100,000	1,476,160

令和3年度 荒尾市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

1 医業活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	124,845
減価償却費	271,320
資産減耗費	10,000
職員確保経費	21,650
貸倒引当金の増減額	27,449
退職給付引当金の増減額	65,000
賞与引当金の増減額	5,111
修繕引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 38,000
未収金の増減額	△ 49,504
未払金の増減額	△ 49,503
貯蔵品の増減額	0
その他流動資産の増減額	0
その他流動負債の増減額	0
その他	0
資本費繰入収益	△ 6,457
他会計繰入金	0
受取利息及び配当金	△ 352
支払利息及び企業債取扱諸費	7,300
小計	388,859
利息及び配当金の受取額	352
利息の支払額	△ 7,300
計	381,911

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,687,376
有形固定資産の売却による収入	5,390
長期貸付金による支出	△ 35,400
長期貸付金返済による収入	2
長期前受金等収入	41,176
資本費繰入収益	6,457
計	△ 1,669,751

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	1,200,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,200,000
企業債借入れによる収入	1,612,000
企業債償還による支出	△ 243,456
寄附金収入	0
他会計繰入金	0
他会計出資金	0
長期借入れによる収入	0
長期借入金返済による支出	0
計	1,368,544

当期資金増減額	80,704
期首資金残高	1,339,010
期末資金残高	1,419,714

令和3年度 荒尾市病院事業予定貸借対照表

(令和4年 3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 94,646

ロ 建 物 3,961,044

減価償却累計額 △ 3,154,914 806,130

ハ 構 築 物 118,725

減価償却累計額 △ 112,470 6,255

ニ 器 械 備 品 3,138,515

減価償却累計額 △ 2,143,591 994,924

ホ 車 両 14,543

減価償却累計額 △ 5,146 9,397

ヘ 樹 木 2,235

ト 建設仮勘定 1,903,121

チ その他有形固定資産 0

減価償却累計額 0 0

有形固定資産合計 3,816,708

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権 72

ロ 電話加入権 2,037

無形固定資産合計 2,109

(3) 投 資

イ 投資有価証券 0

ロ 長期貸付金 230,798

投資合計 230,798

(4) 貸倒引当金 △ 87,450

(5) 長期前払消費税 3,465

固定資産合計 3,965,630

2 流動資産

(1) 現金預金	1,419,714	
(2) 未収金	1,376,011	
(3) 貸倒引当金	△ 1,000	
(4) 貯蔵品	746	
(5) その他流動資産	<u>0</u>	
流動資産合計		<u>2,795,471</u>
資産合計		<u>6,761,101</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設に要する企業債 2,243,820

ロ その他企業債 0

企業債合計 2,243,820

(2) 引当金 1,263,521

(3) 他会計借入金 0

固定負債合計 3,507,341

4 流動負債

(1) 一時借入金 0

(2) 未払金 922,981

(3) その他流動負債 31,732

(4) 未払消費税 6,552

(5) 企業債

イ 建設に関する企業債 259,736

ロ その他企業債 0

企業債合計 259,736

(6) 引当金 239,000

(7) 他会計借入金 0

流動負債合計 1,460,001

5 繰延収益

(1) 長期前受金 388,638

(2) 収益化累計額 △ 140,440

繰延収益合計 248,198

負債合計 5,215,540

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自己資本金	<u>1,443,386</u>	
資本金合計		1,443,386

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	33,376	
ロ 補助金	7,019	
ハ 他会計負担金	0	
ニ 寄附金	<u>0</u>	
資本剰余金合計		40,395

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処分利益剰余金	<u>61,780</u>	
利益剰余金合計		<u>61,780</u>

剰余金合計		<u>102,175</u>
-------	--	----------------

資 本 合 計		<u>1,545,561</u>
---------	--	------------------

負債資本合計		<u>6,761,101</u>
--------	--	------------------

大牟田・荒尾清掃施設組合規約の変更に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定
により、大牟田・荒尾清掃施設組合規約を次のとおり変更する。

令和3年11月29日提出

荒尾市長 浅田敏彦

大牟田・荒尾清掃施設組合規約の一部を
改正する規約

別紙添付

提案理由

大牟田・荒尾清掃施設組合を組織する市が負担する負担金の負担
割合を変更するに当たり、大牟田・荒尾清掃施設組合規約を変更す
るため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

大牟田・荒尾清掃施設組合規約の一部を
改正する規約

大牟田・荒尾清掃施設組合規約（昭和60年3月20日自治許第
111号）の一部を次のように改正する。

別表（注）2及び3を次のように改める。

- 2 人口割の人口は、負担金の属する会計年度の前年度の
10月1日現在の住民基本台帳の人口による。
- 3 処理量割の処理量は、負担金の属する会計年度の初日
の属する年の前年の1月1日から12月31日までの
関係市の実績搬入量とする。

付 則

この規約は、総務大臣への届出の日から施行し、この規約による
改正後の大牟田・荒尾清掃施設組合規約別表の規定は、令和3年度
の関係市（同規約第2条に規定する関係市をいう。）の負担金から
適用する。

